

令和5年4月使用分から 下水道使用料金を改定します

本料金改定の案内は下水道を使用していない方にも配布しています。

この度、下水道事業が将来にわたって健全で安定した経営を行い、安心して下水道をお使いいただくため、下水道使用料金の改定をいたします。皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

下水道使用料金の改定について **※水道料金は変わりません。**

■ 改定前後の下水道使用料金比較(1か月分/消費税込み)

使用料金の急激な変化を緩和するため、令和5年度～(現行と比べて約20%引き上げ)、令和8年度～(現行と比べて約30%引き上げ)の段階的に料金改定を行います。

料金改定表 (税込)							
基本料金				超過料金(1m ³ につき)			
基本水量	現行	令和5年度～ 令和7年度	令和8年度 以降	超過水量	現行	令和5年度～ 令和7年度	令和8年度 以降
10m ³ まで	1,210円	1,452円	1,573円	11m ³ ～20m ³	154円	187円	198円
				21m ³ ～30m ³	176円	209円	231円
				31m ³ ～50m ³	198円	242円	253円
				51m ³ ～100m ³	209円	253円	275円
				101m ³ ～	220円	264円	286円

(算出例) 令和5～7年度 26m³使用：1,452円(基本料金) + 187円×10m³ + 209円×6m³ = 4,576円

使用水量に応じた料金改定のイメージ図 (税込)

使用水量 (1か月あたり)	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	200m ³
イメージ						
現行使用料金	1,210円	2,750円	4,510円	8,470円	18,920円	40,920円
令和5年度～ 令和7年度 ()内は現行比の金額	1,452円 (+242円)	3,322円 (+572円)	5,412円 (+902円)	10,252円 (+1,782円)	22,902円 (+3,982円)	49,302円 (+8,382円)
令和8年度～ ()内は現行比の金額	1,573円 (+363円)	3,553円 (+803円)	5,863円 (+1,353円)	10,923円 (+2,453円)	24,673円 (+5,753円)	53,273円 (+12,353円)

下水道利用者の皆さまへ

市の下水道事業は、平成17年の市町合併以来17年間、一度も料金を改定せずに経営努力を行ってきましたが、人口減少などの影響により厳しい経営状況にあります。今後、将来にわたり安定したサービスを提供するため、令和5年度以降、2回に分けて三原・本郷・大和地域の使用料金を改定します。

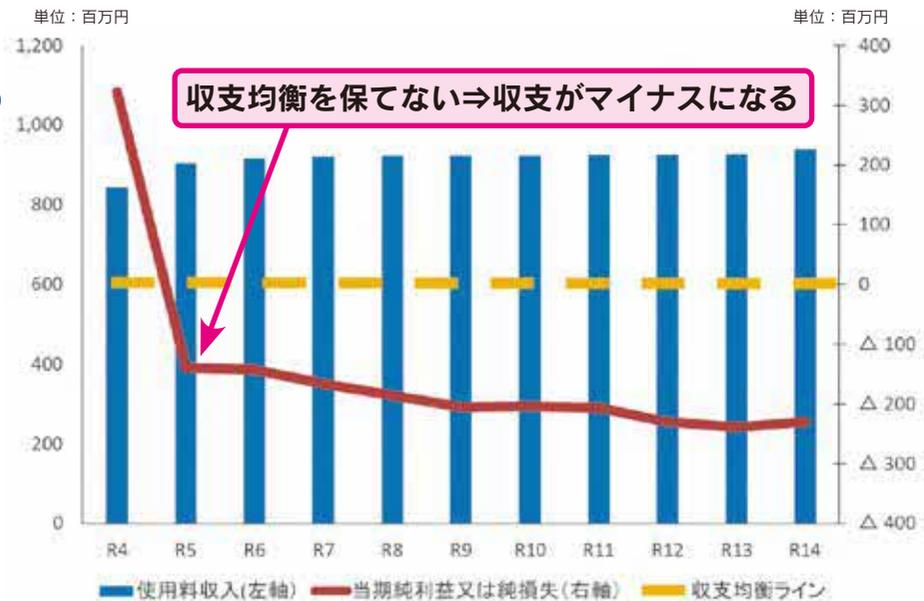
使用料金の急激な変化を緩和するため、令和5～7年度までを現行比約20%引き上げ、令和8年度からはさらに約10%(現行比約30%)を引き上げます。

改定に関するQ & A

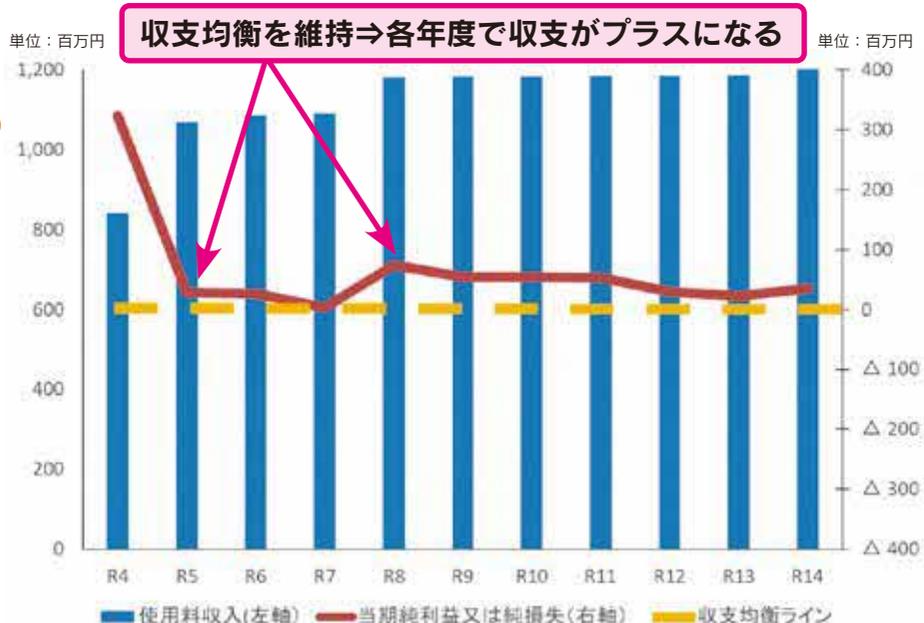
Q1 なぜ料金改定をするのですか？

A1 令和4～14年度の下水道利用人口や維持管理費用などを試算すると、現在の料金体系のままでは令和5年度から収支がマイナスになります。このため、不足分を補えるよう令和5年4月から料金を改定します。

料金改定をしない場合



料金改定をする場合



Q2 使用料金はどのようにして決まりましたか？

A2

三原市下水道事業経営審議会への諮問や、パブリックコメント(市民意見公募手続き)を実施し、議会の議決を経て使用料金を決定しました。

料金改定までの経緯

- 令和2年度～ 今後の下水道事業のあり方や使用料体系等の見直しを検討するため、有識者や市民からの応募により構成された委員による「三原市下水道事業経営審議会」に諮問しました。
適切な下水道使用料金の検討を含んだ、下水道事業の経営に関する審議が8回行われ、令和3年12月に『令和5年度から一律30%増の料金改定を採用すべきである』とする答申書が三原市長に提出されました。
- ↓
- 令和4年3月 下水道事業経営審議会答申書を尊重した下水道事業経営戦略(案)を公表しました。
- ↓
- 令和4年5月 市民の方から幅広く意見を伺うためパブリックコメント(市民意見公募手続き)を実施しました。
- ↓
- 令和4年7月 市民や市議会議員の皆様からの意見を踏まえ、料金改定について急激な負担増を緩和するため段階的に実施するとともに、地域による負担格差解消を図るよう、見直しました。
- ↓
- 令和4年9月 見直した料金改定案について市議会の議決を得ました。

Q3 料金改定をするのではなく、税金で補てんできないのですか？

A3

下水道事業の人口普及率は、市全体の人口に対し概ね半数であり、税金で補てんした場合、下水道を使用していない市民の皆様にも負担をおかけすることになるため不公平感が生じ、適切でないと考えます。

そのため、受益者負担の考えに基づき、下水道を使用している皆様に負担をお願いするものです。

Q4 今までどのような経営努力を行いましたか？

A4

これまでの経営努力としては、人件費を削減するために組織をスリム化し(平成21年度1課3係21人→令和3年度1課2係13人)、電気利用料を安くするための入札を行ってきました。

また、使用料収入を確保するため、下水道管の工事の開始前及び完了後に説明会を開催し、下水道接続の促進を図っています。整備済区域の未接続者の方に対しても、広報・文書等を通じ効率的な普及促進に努めています。

今後も引き続き、経費の削減や業務の効率化に取り組み、経営努力を行ってまいります。

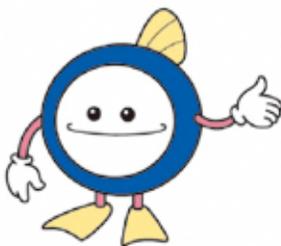
■「使用水量・料金等のお知らせ」の表示

使用水量・料金等のお知らせ			
お客様番号		検計日	
三原 太郎			
様			
使用期間			
用途	メーター番号	口径	
		mm	
今回指針(+)			
前回指針(-)			
旧メーター水量(+)		m ³	
今回使用水量		m ³	
前回使用水量	m ³	前年同期使用水量	m ³
請求年月			
使用水量		m ³	m ³
水道料金(税込)		円	円
下水道使用料(税込)			
合計金額		円	円
お知らせ			

水道料金に変更は
ありません。

下水道使用料金は
こちらに記載されます。

詳しくはこちらをご覧ください。



下水道整備課ホームページ

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/>



三原市下水道事業経営戦略について

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/keiseinryaku.html>



お問い合わせ先

三原市都市部 下水道整備課 普及促進係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel:0848-67-6049 Fax:0848-64-6057